

三河港 新規輸入自動車助成金

三河港の神野・明海地区で完成自動車を新規輸入した企業に対し、助成金を交付します。



新たに**乗用車**の輸入を開始する
企業に対し
1台につき**1,000円**助成！

新たに**トラック・バス**の輸入を開始する
企業に対し
1台につき**5,000円**助成！

＜助成制度の概要＞

○定義

- ・新規輸入完成自動車 ⇒ 三河港において輸入実績のない車名（ブランド）の完成自動車

○助成の対象となる条件

次にあげる要件を満たす事業者が荷主となる場合

- ① 国内に事業所を有する事業者
- ② 次のいずれかの条件に該当する企業
 - ア 海外自動車メーカーが生産する完成自動車を輸入する正規輸入代理店又は当該自動車メーカーの日本現地法人（平成31年に新規輸入完成自動車を新たに輸入する場合に限る）
 - イ 国内自動車メーカー（海外現地法人を含む）が生産する完成自動車を輸入する当該自動車メーカー（当該ブランドの輸入実績のない国から平成31年に新規輸入完成自動車を新たに輸入する場合に限る）
- ③ 3年以上継続して三河港にて完成自動車の輸入を行う企業
 - ※すでに『三河港新規輸入自動車助成金』の交付を3年間受けた企業は対象外

○助成金額

- ・一台につき、乗用車は1,000円、トラック・バスは5,000円
- ・軽トラック、ピックアップトラック、小型バスは一台につき1,000円
- ※ 同一対象者への1年度間の交付上限台数は乗用車は5,000台、トラック・バスは200台

○助成期間

- ・交付開始年度を含め継続3年間交付

○実施主体

三河港振興会